

新婚新生活住まいる 補助金

～諏訪市では、新婚夫婦の新生活スタートアップを応援します～

【補助対象費用】

- ◎住居費：①住宅取得費用
②住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ◎引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用(実費)。
- ◎リフォーム費用：リフォーム業者へ支払った費用(実費)。

※共通 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの経費のうち、
令和5年4月1日から令和6年3月1日までに支払った費用を対象費用とします。



【補助対象者】

① 婚姻届

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に提出し、受理されている。

いいえ

はい

② 夫婦の年齢

夫婦の双方の年齢が婚姻日において満39歳以下である。

いいえ

はい

③ 夫婦の所得

所得証明書をもとに算出した夫婦の所得が500万円未満である。
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。

いいえ

はい

④ 対象となる住居

対象となる住居が諏訪市内にあり、かつ、夫婦の双方が当該住宅に住所を有している。

いいえ

はい

⑤ その他

以下の項目を全て満たす。

- (1)他の公的制度による住宅取得、引越、リフォーム、家賃に係る補助等を受けていない。
- (2)過去にこの補助金制度に基づく補助を受けていない。
- (3)夫婦のいずれもが市税等を滞納していない。
- (4)暴力団関係者でない。

いいえ

はい

該当

※雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合があります。

※昨年申請を行い、補助上限に達しなかった世帯は継続補助の対象となります。

非
該
当

【助成金額】

1世帯当たり最大30万円

ご夫婦の双方の年齢が
婚姻日において30歳未満の場合、

1世帯当たり最大60万円

【申請期限】

令和6年3月1日まで

※ただし、申請が予算額に達した場合、
受付を終了することがあります。



【注意事項】

下記まで一度ご相談ください。(来庁前にお電話で事前連絡をお願いします)

補助対象かどうかを確認し、提出書類をお渡しします。

諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

TEL：0266-52-4141 (内線 288)

【申請フロー】

結 婚
住宅取得・住宅賃借、引越、リフォーム



事 前 相 談



交 付 申 請



審 査



口座振込
※申請書提出後、1～2ヶ月以内での振込となります。

<婚姻日>

○令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された満39歳以下の夫婦。

<住宅取得・住宅賃借、引越、リフォーム>

○令和5年4月1日から令和6年3月31日までの経費のうち、令和5年4月1日から令和6年3月1日までの間に支払った費用が対象。

諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係
TEL：0266-52-4141（内線288）

へご相談ください。（来庁前にお電話で事前連絡をお願いします）
補助対象かどうかを確認し、提出書類をお渡しします。

【申請期限】

○令和6年3月1日まで ※交付申請は、支払済の費用に限る。

【提出書類】

共通書類

- 諏訪市新婚新生活住まいる補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1）
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 夫婦の住民票の写し
- 夫婦の所得証明書の写し
- 補助金振込先口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

◎申請内容により、以下の書類が必要になります。

【貸与型奨学金を返済している場合】

- 年間返済額が確認できる書類

【住宅取得の場合】

- 売買契約書、工事請負契約書等の契約内容が確認できる書類の写し
- 領収書等の写し

【住宅賃借の場合】

- 賃貸借契約書の写し
- 領収書等の写し
- 住宅手当の支給額を証明する書類（給与所得者全員分）

【引越の場合】

- 領収書等の写し

【リフォームの場合】

- 工事請負契約書又は請書等の契約内容が確認できる書類の写し
- 領収書等の写し